府　令

○内閣府令第六号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の施行に伴い、金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令

金融庁関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和六年内閣府令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（銀行法施行規則の特例）	（銀行法施行規則の特例）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
2　前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第百十一条第一項第八号に規定する対象事業活動（当該対象事業活動に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるものを含む。）であって、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの（当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。）をいう。	2　前項の「特例対象業務」とは、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第五十四条第一項第四号に規定する対象事業活動（当該対象事業活動に関し必要となる業務であって、子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいい、同項第十二号から第十五号までに掲げる会社を除く。）が営むことができるものを含む。）であって、国家戦略特別区域における脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資すると認められるもの（当該国家戦略特別区域又はその周辺において行われるものに限る。）をいう。
3　［略］	3　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第十四号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百七十六条の二の規定に基づき、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令

電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附　則 ［1～3　略］	**附　則** ［1～3　同上］
4　第九条の規定の適用については、当分の間、同条中「の状況について、翌々月の二十日」とあるのは「（回線数等については、毎年度末）の状況について、翌々月の二十日（回線数等については、翌年度の五月二十日）」と、同条第二号中「電気通信事業者（以下この号において「一部承継事業者」という。）」とあるのは「電気通信事業者」と、「毎月末の状況（一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。）」とあるのは「毎年度末の状況」とする。 ［新設］	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○国家公安委員会告示第五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百十条第一項の規定に基づき、平成十一年国家公安委員会告示第十六号（道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月二十七日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
国家公安委員会が指定する自動車専用道路は、次に掲げるものとする。	［同上］
一　次の表の上欄に掲げる一般国道（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号に規定する一般国道をいう。）のうち、同表の下欄に掲げる区間内の自動車専用道路である部分	一　［同上］